

地獄

入江秀利

江戸時代の別府の旅は、入湯以外に地獄と石垣原の古戦場を訪ねて吉弘嘉兵衛統幸の墓参りをすることがお定まりのコースであったそうである。当時別府を訪れた文人達が残したさまざまな日記・紀行文や文書から別府の温泉にかかわる記事を抄出してみたい。

別府は、貞観九年(八六七)一月二十日、突然鶴見岳の大噴火がおこり、驚いた太宰府は朝廷に報告した。この有様が『三代実録』に記載されている。その時の噴火は想像に絶する天変地異で大般若経の転読で一応納まったが、人々の意識の深層部には、温泉の恵沢とは裏腹に自然の猛威に対する畏怖の念が潜むようになったのかも知れない。

今回は、江戸期に書かれた別府の地獄にかかわる記事を取り上げることにする。

る。天竺・中華の高山にはみな地獄があるが、枚挙はしない。およそ地獄にはまったものには、浮かび出ることはできない。」

『和漢三才図会』は、江戸中期の図解百科事典で、江戸時代では多くの人々に読まれた。別府に関しては温泉・硫黄が紹介されている。地獄は十か所あげているが、とくに『豊後風土記』の「赤湯泉」の名で有名な赤江地獄(後の血の池)を取りあげている。

二、

『豊国紀行』 貝原益軒 元禄七年(一六九四)

「…鉄輪村は別府の北一里余りにあり。実相寺山より猶北なり。熱泉所々に多し。民俗是を地獄と称す。…其西の山際所々に地獄と称する所多し。鬼山と称するは古き穴ありて下り見る。其穴の底熱湯わく事其の音恰も雷の響きの如し。」

…其の西の山際に海地獄とて池あり。熱湯なり。広さ

一、

『和漢三才図会』 寺島良安 正徳二年(一七二二)

「前略



△思ふに、地獄はどこにあるか、その存在は分らない。字義からみて他の部に入れたが、

名目を記するにとどめた。

日本にある地獄といふのは、みな高山の頂きが常に噴煙をあげている処で、温泉がつねに湧き出ている。

肥前(温前) 豊後(鶴見) 肥前(阿蘇)

駿河(富士) 信濃(浅間) 出羽(羽黒)

越中(立山) 越の(白山) 伊豆(箱根)

陸奥(焼山)などで、この山頂は風風と燃え立ち、熱湯は汪汪と湧き出て、さながら焦熱修羅のありさまのようである。豊後(速見郡野田村)に赤江地獄といふのがある。十余丈四方に真赤な湯が血のように流れて谷川にはいるが、まだ冷えきってない処にも魚がいて、いつも躍り遊いでいる。また、一つの不思議であ

は二段ばかり上の池よりわき出づ。上の池広き方六間ばかり、其の辺岩の色赤し。岩の間よりわき出づ。見る者おそる。先年、里人妻其の夫といさかいて大にいかりしが、此熱湯に身をなげけるに、頓て身はただれさせて、其の髪ばかり浮かび出る。

豊後風土記二曰 速見郡赤湯泉 此湯泉之穴郡ノ西北竈門山ニ有 其周リ十五丈斗 湯色赤クシテ泥土有

と書けり。即此の海地獄の事なるべし。

此の鉄輪村の西の方にも鶴見村の円内坊地獄とて熱湯あり。佐田へ行道の傍らより近し。池の広さ方六間ばかり、其内に湯の湧出る所三所あり。其湧上事皆三尺餘りあり。是又甚おそるべし。速見村の事日本紀景行天皇十二年に見へたり。

豊後風土記二曰 速見郡玖倍理湯ノ井 郡ノ西ニアリ湯ノ色黒ク泥土常不流 人竊ニ井辺到ニ発声大言 驚キ鳴キ湧キ騰ル 其氣熾熱ス 不可向 云々

と、是此湯の事なるべし。

先年、村民の牛二ツたたかひて突合しが、あふれて二疋共に此池におつ。忽肉身とけて只其骨のみ湧上りしと云う。…後略」

福岡藩の本草学者で朱子学者でもある貝原益軒は、藩主黒田家から石垣原合戦の調査を命じられた。益軒は元禄七年四月朔日から二十日間、豊前・豊後を訪れて石垣原の古戦場を踏査した。

この時、鉄輪、野田村で地獄を見物した。益軒は学者らしく『豊後風土記』にある「赤湯泉」や「玖倍理湯ノ井」に興味をもったので、あらかじめ学習してきたのであろう。ただ、海地獄（当時からこの名があった）を「赤湯泉」に当てているが、実際に血の池を見ていたら海地獄と間違ふことはなかったのではなからうか。

益軒はここに触れていないが『風土記』には、「用いて屋の柱を塗るに足る」と、里人がこの赤い泥で家の柱を塗ると書いてある。

すべて硫黄地にて臭気 鼻を穿事なりし」

川古松軒は備中の人で地理学者である。諸国を周遊して、風俗・産物・史蹟などを見聞して記録した。天明三年五月の旅は彦山を発ち耶馬溪・宇佐を経て別府に入った。九州の旅をまとめたものが『西遊雜記』である。

池の地獄は「海地獄」のことであろうが、油や・酒屋の地獄とは現在のどこの地獄を指すのであろうか。

四、

『蘭海漁談』 脇 蘭室 文化年間（一八一八～二九）

「○鶴見山は海岸を距こと一里ばかり、高峻由布に比しては譲る所あり。火脈の発動は更に甚し。其山上に池あり。沸熱殊に盛にして煙気の騰起する事白雲の如し。昔時も地変によりて、人死し家流れし事あり。…

…（南鉄輪村）此里に地獄と称する沸熱の泉甚多く、或は人家の壁柱の根などにも煙を出す所あり。菜蔬を煮、麻芋を蒸などの用に供して便利なり。偶来り観る

三、

『西遊雜記』 古川古松軒 天明三年（一七八三）

「…西のかたは大山ならび、所々に温泉ありて田の中、溝の中にも、湯の湧く所ありて湯気の立つ地多し。

湯の岳、鶴見が嶽と称する山は當国第一の高山にて、鶴見が嶽は天氣不勝節は、燃へて煙たつなり。麓にかなわ村といふあり。

此処に地獄と称せる所数多くにて、紺屋の地獄といふは湯わく所藍色なり。油やの地獄・酒屋の地獄、いろいろさまざまの地獄と名づけし池有りて、血の池といふは、湯のいろ赤し。中にも池の地獄と称せるは、広々とせし池のうち鼎にて湯をわかす如く、湯の涌事二尺も三尺も立あがる事にて、見物の者あやまりて手足にそくけば、忽やけどし疵癩事なり。

土人この池に菜葉をうでて食事とせるなり。名づけやうも有べきに、池の地獄とはおかしき名にて、何の罪ありて池は地獄に落し事と、土人に尋ねしかば、無心の池さへ地獄に落る事なれば、人間は落るはずなりとて、大笑せし事なり。

者は、殊に驚怖することにて、地獄原と云は道路狭くして、左右に方五六尺一二丈の熱泉數十、各泥を躍らせ湯を起し脚下に響きて煙氣臭惡なること鼻を穿つが如し。近隣の地往々湯池あり。海地獄、紺屋地獄、鬼山地獄、園内坊など称するもの甚だ衆し。血の池と称するは赤湯と呼、豊後風土記に載たる赤湯泉なり。二十余年前までは赤色なりしが、変じて淡青色となれり。…」

脇蘭室は小浦村庄屋脇諦則（儀助）の孫で、通称義一郎、号を蘭室・愚山・菊園といった。三浦梅園に師事し、寛政十年肥後藩の時習館の儒官になり、飛地の鶴崎で藩士の教育にあたった。

鉄輪や鶴見の地獄は幼いときから馴れ親しんでいた風景であるが、蘭室が地獄について書いたものはこの『蘭海漁談』のほかには見られない。

また、「この山上（鶴見岳）に躍石よ称する巨石あり。時ありて自躍りて移ると云。其響数十丁外に聞ふとなり。予いまだ石を見ざれども、響と云ふものは少年の時ほる

かに聞たることあり。」と書いているが、躍石は今でも鶴見岳山中にある。

それにつけても、血の池地獄が淡青色に変わったとうことは、先の『豊国紀行』の「海地獄」の記事に何らかの意味で関連するものであろうか。疑問として残しておきたい。

五、

『温泉めぐり』 蝶亭起友 弘化二年（一八四五）

「前略

廿五日 湯瀧のみなもとなる海じごくを見むとて、僕をともし、朝まだきより杖突走らしつゝ、松寿精舎を門前よりふし拝みて、二百歩ばかり行ける道の傍に、熱泉涌出る事幾処といふを知らず。そが中に紺屋地ごく、坊主地ごくの名あり。ここらすべてぢごく原といふとかや。

それより羊腸の岨みちをたどる事やゝ久しうして、海じごくあり。煙朦朧とたちのぼり、湯玉のわき上がる音おどろおどろとすざまし。すざましといふも

六、

『温泉山松寿庵由緒書』

「…人王十二代後宇多帝御宇建治二年丙子年秋 時宗祖一遍上人念仏勤進ノ為豊後国二波来シ 海部・大分兩郡ヲ教化シ 尚速見・国東郡ヲ教化ノ為横灘野口ノ里ニ来リ 尚北ニ進マント欲シ玉フニ 道路相分ラス故 徨居リ玉フ所ニ老翁一人現レ告テ曰

道路ノ明カナラサルハ鶴見嶽ノ朝霧ト鉄輪地獄ノ焰烟ト一團円トナリ、毎朝如此彼ノ群山突出シタルハ鶴見カ嶽ニテ紀州熊野太神ノ影向之地也 麓ニ社アリ其左ニ焰烟ノ立登ルハ鉄輪地獄ノ焰烟ナリ 言終テ翁消失セリ

上人以為ラク彼ノ鉄輪地獄ヲ埋メテ往來人助シ 且彼翁ハ熊野太神ナラント彼ノ社ニ詣テ、三七日之間鉄輪地獄埋セン事ヲ祈願シ玉フニ太神告ケ玉ハク 鉄輪地獄ヲ埋メン事人力ノ及フ處ニ非ス 法徳ニ非ズンバ難シ故ニ大乘経ヲ石ニ書写シ埋埋セハ如何ナル焰烟動タル数十匁ノ鉄輪地獄モ必ズ鎮マルベシト 上人告ノ如ク成シ玉フニ 僅カ三間四方ニ至リ如何ヨウ成シ

愚なり。

我も僕も只ほとけの御名を唱ふるのみぞ力くさなりける。五七五はさらなり、三十一もじにも意あまり侍れば、仮名の詩もて思ひをのぶる。

蓼くふ虫も己れがすぎずき。海じごくにも魚の住みけり。いづくも同じ六ツの衝ぞ、ただたのむなり仏の御国。

けふはあが為にはおもき精進日なれば、仏前に念誦して早々枕につく。」

蝶亭起友は、本姓水之江、通称は弥五郎といい、豊前国宇佐郡封戸郷水崎村の庄屋であった。父の跡を継いで五世青齊月虚を俳号とする俳人で、『温泉めぐり』は弘化二年四月、別府温泉に遊んだときの紀行文である。

「湯瀧山寺一聲鐘」、湯瀧は鉄輪温泉松寿庵（現永福寺）の傍にあった。地獄原のありさま、噴煙・轟音など実感がこもっている。『三才図会』は血の池に棲む魚をあげていたが、ここでは海地獄に棲む魚をあげている。

玉フモ湯氣止マラス 斯ニ於テ亦太神ニ祈願アリシカバ示シテ曰ク

三間四方湯氣止マラザルハ之ハ 是レ法徳ノ然ラシムヘキ者ニシテ 今ハ毒熱湯相変シ良薬ト成レル者ナレハ 此ノ湯氣ニ觸レル者ハ日来ノ疲ヲ休ムノミナラス諸病悉皆消除セント 斯ハ此レ蒸湯開闢之元因ナリ…」

松寿庵の由緒書に書かれた鉄輪地獄の有様で、一遍上人が熊野権現の靈験で地獄を鎮めて温泉（蒸湯）を開いたという伝承である。

一つには、一遍が鉄輪地獄を鎮めるために、鶴見権現に籠もって二十一日間断食祈願を行なった。満願の日に再び現れた老翁の教えを受け、大乘経を一字一石に書き写して地獄に投じ、八町四面といわれる鉄輪大地獄を埋めて温泉郷をつくったという。現在の「熱の湯」は、一遍が「南無阿弥陀仏」の六字の名号を書いて埋めたので、朝日がさすと湯面に名号が浮かぶので、一名「ウカリユ」と云うそうである。

『鶴見七湯廻記』 伊島重枝 弘化二年（一八四五）

「鶴見七地獄の事」

第一鶴見神山の地獄なり 是は前にいへる懸まくもかしこき火男神霊の奇みたまなる所也

第二明礬山の地獄 是は此火氣を明礬を製する地場といふ 畑の土中に樋を通し普く取廻して此火氣にて明礬を生じ 年々そくはくの国益と成侍る事也

第三照湯の地獄 第四今井の地獄 此二ツは大むね同じものにして村民の實ともいふべきもの也 鶴見はすべて柴薪の乏しき事なるに 此地獄にてよろづの食物を蒸し侍ること也 誠に薪乏しければ又かゝる天幸の賜も有りけるものになん

第五圓内地獄 是は泥にして蒸もの成がたし 時として火氣さかんなる折は泥を一丈餘も吹きあぐる事あり

第六山田の鍛冶地獄 第七この處の紺屋ぢごく也 是は湯の色藍のごとし 此二ツは今は火氣沈みて強からず地獄は火氣の動靜折々かはりありて勢の強弱定り

がたし 今爰にしるす處は凡近年のあらましなめり」

「山田原并鍛冶地獄のこと」

…又此田面に鍛冶地獄と云うあり 地中にて煮る音鍛冶の相槌うつ音に似たりとて此名あり 又此田の主たるものゝ名によりて雄八地獄とも云うことあり」

「：扱こより西北にあたりて園内地獄とて火氣強き地獄三ヶ所あり いにしへよりいひつたへたる所 爰の社坊の中に至て貪欲なる僧有りて 財をむさぼり積ること夥しといへとも聊も人にほどこし憐れむ心なく老いに随ひて頻りに非道の行ひのみ積みけるに 一夜のほどに其園内に件の地獄わき出て 積み集る處の財と共に僧も地獄に陥墜しけるとかや 今も此地獄に臨て坊主ぼうずと呼ばば 坊主のごとき泥土をふきあげていかるがごとく見えけると也」

伊島重枝（直江雄八郎）は、鶴見北中村の庄屋から抜擢されて、頭成代官を振り出しに森藩の勘定奉行にまでなった人である。弘化二年、照湯温泉を藩費で復興した機会に、絵師の江川吉貞とともに鶴見の風物を紹介した



「鶴見七湯廻記」 — 県立歴史博物館蔵 —

画帳『鶴見七湯廻記』を世に出した。

このころは入湯の旅人も増えて地獄を訪れる人も多くなった。とくに「地獄蒸」は実用的で来訪者にはめずらい光景であったと思われる。

次にあげたのは、『七湯廻記』で紹介されている地獄蒸しを利用した「蒸菓子」の製法である。

「地獄蒸し輕羹の法」

一、山 芋 自然薯類を用 照湯より一里西のかた天間の自然薯を最上とす

一、うる粉

一、砂糖 筑前国下座郡蜷城に産する極上白砂糖を用ゆ

右の三種を等分に合する也 自然薯の宜ものを皮を去りて 懸を改め 摺鉢にて能くすり 夫に他二品を入れてよくよく摺りませ 夫より井籠にを芎入れて布ふきぬをしめして舗ならし 其中に右の三品調合のものをうつし入れ 上の面をよくならし わくの上に竹簀を覆ひ 布巾の餘りにて四方より包むべし ふきぬ

足さる處あらば別の布巾を添て包むべし

夫より井籠の蓋を覆ひ地獄の上に井籠を据へ 其上より蕨薺の清きを水にひたし覆ひ 火氣井籠によく廻るやうに包むべし 斯して線香二本立ほど蒸して取おろし 能冷して布巾をしめして放し おもふほどに切べきなり 尤曲尺七寸五分五厘方の簀に懸目百五拾目入るを分量とす

扱 此ちごくにて蒸たる所の品宜しき事は、奥の椿餅の条にいへばここには省きぬ 誠に其色真白にして味ひよくいと軽くして無類に宜し

同椿餅の法

一、葛粉百三拾目 当国玖珠郡大浦の寒製を最上とす

一、餅粉壹升 此懸目式百六拾目有

一、砂糖式百六拾目 筑前下座郡蜷城に産する赤砂糖を最上とす

但 砂糖灰汁抜の製法をして用ゆ この法は砂糖百目に鶏卵一ツの白みのみを入れて水をほど

四品調合のところが少し残し置たるに 菓子蜜を加へ至ってゆるくまいて 餅の面の中にむらなく薄く流しわたす也 是にて艶よく出又付たるくるみよくしまる也 夫より前のごとく簀をかけ布巾にて包み 井籠を又ちごくに懸蒸て取あげ置 冷たる時右の格子の形を見てひとつひとつ切りはなす也 此とき布巾をしめしてはなす也 かくて餅の下のかたに椿の葉の清らなるを付て 外に出たる端々をは切捨てるべし 是椿餅の由縁也けらし 餅の色は薄紫ともいふべくして艶有ていと佳品也

扱 照湯の地獄は鶴見神山の金銀の氣盛なるより湧出る故にや もろもろの蒸しものに礬硫の氣少しも移ることなし かかる清潔の火氣にて蒸立たる故にや 其味自然に宜しき事他に比類なし 且又京都のお菓子師某長崎一見に下りて 其帰路この照湯にしばし入湯し 此椿餅いとめでて云うやう 皇都の名にしおふ賀茂河の水にて製したるにも勝るるとも劣りはせじとて是をあまた家つとに携へ登りける事あり

扱 この製法をここの照湯の松川某なるもの製し侍

よく入暫し煮ときは泡沢山に浮て出る也 夫を紙を一枚うち覆へばその紙にうかみたる泡は附也 其時鍋を傾け砂糖の煮みたるを外の器に移し取なり かく製したるを菓子蜜とも云う

右葛と砂糖とを器に入れて葛の粉なきやうに能交あわせ 夫より餅粉を入れ醬油を加えてよく混ぜ合とろとろといと和らかに成やうに加減して 井籠の中に木綿のふきぬを水にてしめし敷きならし置に それへとろとろと流しいれ 夫より竹簀をわくのうえにかけ 布巾の餘にて能くつつみ 斯て井籠を地獄に懸蕨薺を上能く覆ひて 線香二本立ほど蒸て井籠の蓋をとり蒸加減を見る也 是は蕨のすべをさして火ノ通り塩梅をすること也 まだしとおもはばまた包しばし蒸すべし かくてほどよくなりたる頃 井籠をちごくより取あげて覆ひたる簀を取のけ 扱 簀いっはいの格子の目ひとつを餅一ツの分量程に木にてさしたる物をわくの中に入れて上より少し押へ付けければ 餅一ツつつよく付侍る也

又この形ひとつの内に胡桃の半実を付ならべて右の

れば 好事のかたはもとめ給ひなば製し参らすべくならん

八、

『前々荒地小前切改帳』 南鉄輪村 寛政四年

「あかはげ 元畝八畝三步ノ内 真米田

残地六畝式拾歩 但シ 立拾間・横式拾間

一下田 一畝拾三步 古来出湯崩引

此高 老斗五升七合七勺

是は此の度び御改受候通り地所湯坪底ニあい成候に付き起返り成り難き場所に御座候」

地獄は農業に多大の損害を与えた。鶴見・鉄輪・野田村では、突然に湧き出た熱湯や噴気によって耕作不能になる田畑は少なくなかった。

「是ハ寛文六年出湯崩引 当時湯底又ハ地獄ニ罷成居申候ニ付 何分手入普請杯も不相叶場所 起返候場所ニ無御座候」という状態で、起返して復旧することの出来ない田畑になっていたのである。(寛政四一七九二一)

九、

『森藩御記録書拔』 文政六癸未年（一八二四）

「正月晦日ふせか

口上書

一、当村山田鍛冶給地 地獄去秋より火氣強くあい成り申候処 段々にあい増し 此の節にては続御田
地中に所々新規に吹き抜け大造おおぞうの義にあい成り候
の間 此の段御届申し上げ候 以上

未正月二十四日

頭成御役所

北中村庄屋

雄八郎

北中村の庄屋雄八郎が、庄屋給（手当地）として耕作していた水田に突然噴気が上がり、つきつぎと広がって大事になったことを報せた文書である。

この庄屋給田は、次の文書に見えるように、この田地に湧き出した地獄は、三月に広範囲にわたり火気もますます強くなって、もはや田植も出来なくなった。そこで作物が出来るようになるまでは、「地獄荒」とし年貢の

免除（御用捨）されるように願出ているのである。

「文政六年三未月

右は御田地山田鍛冶給 地獄地続にてご座候処 去秋より地獄火勢段々増長つかまつ仕り 右御田地一面に火氣あい廻り所々に吹出し候て 田根付け出来仕るべき義ご座無く候間 お慈悲を以って 当年より地獄荒御用捨仰せ付けられ下さるべく願上げ奉り候 作毛出来しゅつたいの節にあい成り候はば早々前々通り御上納仕るべく候 此の段宜しく願ひ奉り候 以上」

いづれの「出湯崩引地」も「地獄荒引地」も起返りはほとんど不可能であつたろう。このような無年貢地は別府地獄地帯の農業の特色であらう。

地獄や温泉の存在は現在の別府にとっては貴重な観光資源であるが、農業に支えられた封建社会の農民にとっては迷惑のものであつたのである。

次回は、温泉・温泉風俗について述べることにする。